

○議長（小林哲雄）

次に参ります。

5 番、前田せつよ議員、どうぞ。

○5 番（前田せつよ）

5 番議員、前田せつよでございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。携帯電話などの小型家電のリサイクルについて。

開成町は、資源循環型社会の推進を施策に掲げ、第五次総合計画第五章「自然が豊かで環境に配慮するまち」の中で、ごみの減量化と資源化を推進するため町民のごみ問題への意識を高め、ごみの発生抑制、発生利用を推進しますとございます。国は本年4月より、新たなリサイクルに関する法律として「小型家電リサイクル法」を施行いたしました。これまでのリサイクル制度とは異なりまして、今までは大型家電ということで、冷蔵庫、テレビということで、ごみを出す人がリサイクル料を支払っていた制度でございます。消費者や事業者が費用を負担することは、今までと違って今度の制度はないということの法律でございます。

この取り組み、小型家電と言われるものには、携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、パソコンやゲーム機などなど100種類以上あるように示されておりますけれども、その中には貴金属、レアメタルなどを取り出して再利用につなげる制度です。貴金属といいますと、金、銀、プラチナなど身近な貴重な金属です。レアメタルといいますと、その中にパラジウムという、レアメタルのご説明でございまして、パラジウムなどの金属を言いまして、経済産業省が言うには、地球上の存在量が本当にまれで、人の力でつくり出すのが困難な金属であり、やはり国として安定的な確保が重要だと言っているところでございますが、この法律は自治体が主導で、地域の実態に即した形でこのリサイクルを推進し、既に、神奈川県内を眺めますと、地域作業所と連携を図って成果があらわれている自治体もございます。この制度導入は、資源循環型社会を推進する開成町としては、ぜひとも取り組むべき課題であると私は考えております。

そこで、町長にお考えを伺います。①新たな小型家電リサイクル事業は雇用や支援等の展開を生むと考えますが、いかがでしょう。②町民の環境教育の一環としても有益と考えます。

壇上からの質問は、以上とさせていただきます。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

前田議員のご質問にお答えします。

環境省、経済産業省によりますと、日本国内において埋め立て処分される有用金属、いわゆるレアメタルの量は年間28万トン、金額にして約844億円にもよる

ものとされております。このようなレアメタルを含む使用済みの小型家電は、都市にある鉱山という意味で都市鉱山と呼ばれて、効率的なリサイクルが必要になっております。その都市鉱山に埋もれた資源の有効活用を目的として、平成25年4月1日から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」、いわゆる「小型家電リサイクル法」が施行されました。この法律では、自治体による回収は促進型の制度と位置付けられており、現時点では制度の即導入が義務付けられているものではありません。また、その対象となる特定対象品目は28分類、100品目以上に及びますが、実際の回収対象品目については市町村の判断に委ねられて、体制の整備ができた市町村から順次、制度を導入することになっております。

開成町としては、「小型家電リサイクル法」制定の趣旨とされる限りある資源の回収による再資源化、有害物質の適正処理による環境汚染の防止、廃棄物の量が削減されることによる埋め立て処分の削減などの効果を考えると、本制度による分別回収の取り組みは必要であると認識はしております。この法律上、市町村の役割は、一つ、分別収集、二つ、環境大臣の認定を受けた再資源化事業者である認定事業者などへの引き渡し、この2点となっております。平成25年5月末現在、県内に認定事業所は存在せず、国全体としての体制が不十分であると言わざるを得ません。

また、開成町では、「一般廃棄物処理基本計画」において、一般廃棄物の排出抑制及び循環的利用を徹底した上で適正な処理・処分を行うと定義をしております。この基本計画では、小型家電リサイクル法の対象品目となるものの大半は燃えないごみ及び粗大ごみに分類されるものであり、現在は足柄西部清掃組合に搬入され、中間処理として破碎選別処理により鉄分、不燃物、アルミ、可燃物に分離され、適正にリサイクル及び処理・処分をされております。このようなことから、より細分化が必要となる回収、処分方法の変更については、足柄西部清掃組合及び構成町の調整が不可欠であり、即座に小型家電リサイクル法に基づく回収に取り組むことは難しい状況にありますが、今後は実施に向けて調整を進めていく必要があると考えております。

加えて、回収対象品目のうち、資産的価値が高く普及率の高いデジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機などの大半はリサイクルショップなどの中古市場でリユースされており、携帯電話については買い替えどきに販売店で引き取りを実施し、業界内で適正にリサイクルされております。また、パソコンは、資源有効利用促進法に基づきリサイクルする仕組みとなっており、回収して資源に戻すまでをパソコンメーカーが責任を持って行うなど、既に一定のリサイクルシステムが確立していることから、即座に制度を導入するに至るものではないと考えております。

次に、小型家電リサイクルによる雇用や支援等の展開についてですが、神奈川県では福祉と環境の連携というクロスファンクショナル、横断的取り組みとして神奈川県モデルとなる仕組みを提唱していることから、県内の一つの市において回収した分別ごみを市内の福祉作業所に無償で引き渡し、作業所の方々が手選別によって分解を行い、部品単位で細かく分類してリサイクル事業者、認定事業者に引き渡すと

いう取り組みが始まっております。これは、貴重な資源の再利用による循環型社会の推進と障害者の福祉参加促進という両面の効果が期待できることから、「小型家電リサイクル法」に基づく回収を実施する場合には、近隣の福祉事務所に対して制度への理解と参加を促すよう働きかけていく方針であります。

最後に、環境教育の一環とのご提案であります、将来の事業実施に向けて使用済み小型家電が大切な資源であることを広く町民に周知するとともに、引き続き循環型社会形成推進基本法における3Rの考え方、すなわちリデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用）について、より一層の周知を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（小林哲雄）

5番、前田議員。

○5番（前田せつよ）

5番、前田でございます。

一定のご答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

ただいま、ご答弁の中で、小型家電リサイクル法に対して、既に一定のリサイクルシステムが確立しているので即座に必要性は感じないというご答弁でありましたが、私が町民の方々、20代から70代のそれぞれの世代の皆様に「今、ご自宅に使われずに置いたままの小型家電はありますか。」と伺いましたところ、20代、30代では「前田さん、携帯電話が5台、6台、うちにありますよ。」とか、「ノートパソコンも、うっかりして捨てられずに家にあります。」、また、30代、40代では「以前、子どもが使っていたゲーム機があります。」、そして50代の方々では「古いパソコンやドライヤーがある。」というお答えでした。そして、60代、70代の方に伺いますと、「小型家電って、どういうものを言うのですか。」というようなご質問を頂戴したところでございますが、その中で話しているうちに、「うちにはない。」とおっしゃっておられた60代、70代の方も「古い電気ストーブは、ああ、あります。」というようなお話でございました。ほかにも電卓、電子体温計、電子血圧計、時計などなど、本当に家に資源が眠っている、まさしく、先ほど町長答弁がございましたように、都市は鉱山であると私は実感をしたところでございます。どの年代にも共通して多くご自宅にあるものは携帯電話のようでございますが、特に、若い世代の方は買いかえのサイクルが早かったりするので、想像以上の数をご自宅にあるようでございます。

神奈川県内でこの法律を実施しているところで、私が二つの市に視察をさせていただきましたが、伊勢原市は、携帯電話を含んで8品目を今回の法律にのっとって既に運営をされていると。相模原市は、携帯電話のほかに15品目、そして、相模原市の場合は16品目に総数なるわけでございますが、30センチメートル以内というようなことで対象を設けて、この制度を運営しているというところでございます。その携帯電話を実際、地域作業所で解体を行っている様子も見せていただき

ました。通常、いろいろ作業をなされる、例えば、手拭いをたたむとか旅館におさめるお風呂のセットの細々した物を詰め込むとか、そのテーブルと同じテーブルを使って、同じお部屋の中で厚目のタオルを敷いて携帯電話の解体作業をなさっておられました。

その作業の指導に当たる指導員さんにお話を伺ったところ、今回のリサイクル法に伴った形で携帯電話等を解体する作業に至ったわけですが、やはり障害者の方々に指導するときに何か困ったことはございませんかとお伺いしましたところ、特段、困ったことはありませんと。ただ、よかったことをちょっとご紹介させていただきますということで伺いましたら、先ほど申したように、手拭いをきれいにたたむとか、何か物をきれいに袋詰めにして完成させるというような作業を通常行っていたのが、今度は壊すということなので、私ども指導員はかえって神経を使わずに済みますというようなお話でした。ですから、多少ねじ山が潰れてしまって強引に分解したとしても何ら支障のある作業ではないということが、1点、よいところだそうです。

もう1点、申されていたことによりますと、工賃が高いというようなお話でした。携帯電話には、先ほど、私、通告させていただいたときにお話しさせていただいた希少な金属、金を初めとしたレアメタルがさまざま入っておりまして、金は相場で幾ら幾ら、銀は相場で幾ら幾らということを全部足し算しますと、現在の相場で携帯電話の中には1台を分解すると100円という単価がいただけるということで、ほかの作業の内容を見ますと、タオルたたみに数円とか0.5円、5銭とかというような単価の作業をしている中で、本当によいことですよというようなお話を聞いたところでございます。

また、最後に申されていたことには、うちの障害者施設でも社会参加ができるのだということで、エコにもつながっているのだということで、本当に誇りを持って当てることのできる作業なのだということで、にこにこしながらお話をされていたことが印象深かったわけでございます。

この法律は雇用や支援の展開がしっかり生まれるというふうに考えますので、他町、また1市5町とかというような広域連携云々も含みまして、開成町がリーダーシップをとって声をかけて、「まず、やろうではないか。」と、そういう積極的なお返事がいただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（小林哲雄）

環境防災課長。

○環境防災課長（田中栄之）

それでは、お答えをさせていただきます。

ただいま議員ご発言のとおり、伊勢原市さんでは大変先進的な取り組みをされているということで、神奈川県で、こちらのシステムについては力を入れておりますので、後に続く自治体はございませんかということでお声かけもあるのは事実でございます。私どもで考えておりますのは、仮に開成町内でということになりますと、

事業所的には2カ所ほどあるわけですがけれども、こちらのほうに、先ほど町長答弁がありましたように、まず制度のご理解をいただくことと、ご参加の意思があるかどうかという確認を今後、進めていきたいと考えております。

また、一つ100円ということで、非常に、ほかのものに比べると作業単価は高いということなのですが、なかなか数をそろえないと、また、その金額もはかがないということですので、回収方法等を考えながら、先ほどご提案をいただきました、まさに広域的な取り組みというのが一番効果があるというところは、町としても既に考えているところでございますので、今後とも、そのような形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

5番、前田議員。

○5番（前田せつよ）

5番、前田でございます。

我が町を見ますと、福祉作業所、NPO法人になりましたので福祉事業所という形が正式名称にはなるかとは思いますがけれども、私、実は、二つの事業所のほうに行きましてお話を伺いましたところ、やはり順調に進んでいる事業所もございまして、特段、ああという感じで、そうですかというお話のあった事業所もあれば、もう1カ所の事業所では、実は仕事がありませんと。それに、そういうようなお話であれば、ぜひ町で取り入れていただければありがたいかなというお話をいただいたところでございますので、町としても早速に、その情報を直接、伺いに行っていたければありがたいなと思うところでございます。

ただ、それ以外にも、シルバー人材センターさんに関しまして、小型家電リサイクル法にうちの町が取り組むというような前提でのお話でございますが、やったところ、どの品目をチョイスするかによってはシルバー人材センターさんにも雇用が向けられる、そういうような制度ではないかなと考えているところでございます。

そして、伊勢原市さんの今のお話に触れまして、課長答弁にもございましたように、まず数を集めるのがというようなお話も、実際、私も聞いたところでございますが、足柄上郡1市5町の人口をちょうど足しますと11万人、伊勢原市さんがちょうど11万人ということでございますので、まさしく足柄上の1市5町の中で、このようなレアメタルの事業が進んでいったら本当にいいなと思うところでございます。

そして、話がちょっと戻ってあれなのですが、携帯電話の場合に特に危惧するところでございますと、町民の方に聞いたら、情報をそのまま捨てるということにこだわりがあったり、何か危惧されるところがあることは聞くところでありまして、回収ボックスに一回入れれば、それでもう取り出せなくなるような形で、ちゃんと個人情報保護する形では、それに取り組むような形で、伊勢原市さんも相模原市さんも進んでいるところでございます。

実は、6月になりまして、環境省のほうから小型家電リサイクル制度に関しての情報が大きく二つ報道されたことがございます。

まず、6月の中旬でございますが、「小型家電リサイクル制度、自治体過半数参加へ」というような見出しが数社、新聞紙上をにぎわしました。昨年11月の時点で参加の意向を示していた自治体は34%にとどまっていた。けれども、5月、環境省がアンケートを収集したところ、全国自治体の過半数が既に制度に参加したか、もしくは参加の意向を示していることが、15日、環境省の発表でわかったという紙面を読んだところでございます。

そして、6月21日、本当に2日前でございますが、環境省のホームページに載ってございましたけれども、43市町村が新たにこれをやろうではないかということで名前が挙がったということで、県内では横浜、川崎、大和市、そして近隣でございます小田原市、また藤沢市と茅ヶ崎市と寒川町は2市1町で共同申請をしていると。ほかにも、全国を眺めますと、やはり事務組合の広域でやりますということで手を挙げた自治体がございます。環境省は今後も追加の募集をいたしますと、そういうものでございます。ぜひ、先んじて「やります」という形で、もろ手を挙げていただきたいというふうに思いますが、いかがお考えでございましょうか。

○議長（小林哲雄）

環境防災課長。

○環境防災課長（田中栄之）

それでは、お答えをいたします。

先ほど、1点目のアンケート結果、神奈川県におきまして、5月末の時点で開成町も当然回答してございます。開成町の回答というのは、すぐには実施しませんが、今後、実施しますということで、先ほどのいわゆる過半数の中には今後実施の意向というものも含まれているということです。そういう意味では、開成町についても、「やる」というほうの数値に取り込まれているということでございます。ただ、時期については、25年度中、26年度中、あるいはそれ以降ということで、まだ少し含みはございますので、各市町村、考え方によって回答が少し違っているのかなというふうに思うところではございます。

また、広域というお話があるのですが、町長答弁にもありましたように、開成町の一般廃棄物というのは、基本的に足柄西部清掃組合、これ構成町は山北町と2町で構成になりますので、双方で十分協議をしませんと、同じところで処分をするのに片方はやる、片方はやらないということになりますと、そもそもの環境の計画である一般廃棄物の収集基本計画にもかかわる問題になってまいりますので、いまひとつ、すぐに手を出すということができないというのが現状でございます。

なお、つけ加えますと、開成町の場合には既に燃えないごみの分別収集をしておりますので、ある面、取っつきやすいといいましょうか、皆様にご理解をいただきやすい制度だというふうには考えておりますので、いつでも始められるような準備だけは欠かさずに行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

5 番、前田議員。

○5 番（前田せつよ）

5 番、前田でございます。

いつでも、その制度が、やろうということになったら、できるようなスタンスでいてくださるというような前向きなご答弁でございましたので、ぜひ、近隣市町村を引っ張っていくような形でリーダーを。先ほど来、同僚議員も申していますけれども、元気な開成町ということですから、元気な町長として、ぜひ、レアメタルのこれをやっていこう、小型家電リサイクル法をやっていこうということで、引っ張っていただきたいなというふうに思うところでございます。小型家電に含まれる貴金属のレアメタルの多くは輸入に依存し、その大半はリサイクルをされずに、ごみとして埋め立て処分をされているのが実情でございます。

今回の法律の目的というものに立ち返ってみますと、三つあるということでございますが、まず資源を確保しなければいけない資源確保、鉱物資源であるレアメタルを確保するのだというものが1点、加えられております。携帯電話でございますが、本体は、およそ140グラムあると言われていまして、携帯電話を一体つくるのに、そこに必要とされる金というのは200円分の金、48ミリグラムの金が必要だというような話でございまして、携帯を一つ、つくるために必要な金を鉱山に行って石を切り出したときには、52.8キログラムの石からその携帯電話に必要な48ミリグラムが採掘できるのだということで、本当に自然から恩恵を受けている品であるなということで考えるところでございます。

また、法律の目的の2番目には有害物質の管理をするということで、この法律をすることによって、いろいろな物質を細分化していくと、鉛とか言われる有害な物質を現場でちゃんとリスク管理ができるのだと国は言っているところでございます。

また、3番目になりますが、廃棄物の減量化。最終処分場は、我が町の場合は長野県までお願いをしているわけでございますが、最終処分場への埋め立ての減量化にも即つながるという、三つの視点を踏まえた循環型社会の形成を目的として、この法律がなされたそうでございます。これを踏まえまして、早い時期に、この法律が町にできたというようなことを町民の方に知らせていただきたいなと思うところでございます。

次に、2点目の質問でございます。

町民に対して環境の意識を高めるために、ぜひ、この法律は有益というふうに考えるわけでございますが、例えば、町民の意識啓発の中でよくよく皆様から言われることが、町の広報紙などで知らせますとか、また、具体的に周知するためには、いろいろなイベントごとにお話をしますというお答えをいつも頂戴するところでございます。一つ、私から提案でございますが、例えば、現在、小学校4年生は、ごみのお勉強をするのに、4年生になるとバスを貸し切って西部清掃の山北町まで行

って、ごみの行方をお勉強されてくるようでございますが、この法律が施行されましたら、小学生が学校に家に置きっ放しにしてある携帯電話とかゲーム機などを持参して学校の入り口で回収をするとか、言うなればベルマーク回収のような意味合いになるかもしれませんが、そのようなことができればいいなど。先んじた形のご提案でございますが、いかがお考えでしょうか。

子どもたちは常日ごろ、外で遊ぶということがなかなか難しい昨今でございます。自分の手の中にあるゲーム機の中に鉱山と言われる自然から恩恵を受けていただいた、そういう希少な金属があるのだというような意識づけもできて、より物を大切にする、そういうような教育にもつながるかと思います。この１点について、まとめのような形になりますが、町長、一言ご答弁いただいて。お願いいたします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

まとめですので、いろいろな意味も含めて。開成町はごみの処理施設を持っていないということの中で、山北町にお世話になって今、西部清掃組合でやっております。そういった考え方からすれば、開成町においては、ごみをまず出さない、有効な資源はきちんとリサイクルしていくと、これは、もう基本方針で、これからもやっていかななくてはいけない、また、町民の皆さんにも、そのような形できちんと訴えていかななくてはいけないと思っています。

今、１市５町の中で南足柄と開成、山北の西部清掃、大井、松田、中井の東部清掃、この三つがごみ処理施設を持っておりますけれども、これを将来的にうまく一つにできないかという検討の段階に入っていますので、そういった中で、小型リサイクル家電についても、この中の項目に入れていただいて広域で処理をしていく。やはり量が回収できないと、なかなか採算性も含めて町の負担が増えてしまうことがありますので、そういった中で協議として取り扱ってもらえるよう広域の中でまた話はさせていただきたいと思います。

先ほどの西部清掃に行って子どもたちにいろいろな現場を見てもらう中で、自分たちの遊んでいるゲームの中にそういう大切な資源があるということについては、現場教育の中で考えさせてもらう教育の大事な部分だと思いますので、その点についてもいろいろな検討事項の中で協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○５番（前田せつよ）

ありがとうございました。

○議長（小林哲雄）

暫時休憩といたします。再開を１３時３０分といたします。

午前１１時４５分